

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程を
ここに公布する。

令和7年12月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規 程

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程（平成25年秋田市上下水
道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第
67号）第243条の2から第243条の2の5までの規定ならびに」に改め、
「第26条の4」の次に「第2項において準用する地方自治法施行令（昭和
22年政令第16号）第173条および第173条の2第2項」を加える。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号と
し、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方自治法施行令第173条各号に掲げる要件のいずれにも該当する
こと。

第5条中「地方公営企業法施行令第26条の4第1項」を「地方自治法第
243条の2第2項」に改める。

第7条第1項中「金融機関」を「出納機関」に改め、同条に次の1項を
加える。

3 受託者は、前2項の規定に基づき収納した水道料金等の払込みをした
ときは、その内容を示す計算書を速やかに管理者に提出しなければなら
ない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき、公金の徴収事務を行わせている者については、なお従前の例による。